

公示送達書

公告第303号

下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達します。
なお、当該書類は喜多方市総務部税務課において保管してありますから、来庁のうえ、受領してください。

令和8年9月30日

福島県喜多方市長 遠藤 忠一



記

番号	公示送達する書類	送達を受けるべき者
	名称	氏名又は名称
1	督促状（固定資産税2期）	株式会社ムラサワ電気通信
2	督促状（固定資産税2期）	荒川 稔
3		以下余白
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		

注意： 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日経過したときに書類の送達があったものとみなされます。